

第2

周波数	電界強度の 実効値 (V/m)	磁界強度の 実効値 (A/m)	磁束密度の 実効値 (T)
10kHzを超え10MHz以下	83	21	2.7×10^{-5}

- 注1 電界強度、磁界強度及び磁束密度は、それらの時間平均を行わない瞬時の値とする。
- 注2 人体が電波に不均一にばく露される場合その他総務大臣がこの表によることが不合理であると認める場合は、総務大臣が別に告示するところによるものとする。
- 注3 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を発射する場合又は一の無線局が複数の電波を発射する場合は、電界強度、磁界強度及び磁束密度については表中の値に対する割合の和の値、又は国際規格等で定められる合理的な方法により算出された値がそれぞれ1を超えてはならない。

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

附則

- (施行期日)
1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に免許又は予備免許を受けている無線局の無線設備については、この省令による改正後の施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。ただし、この省令の施行の日以後における空中線の取替え又は増設に係る無線設備については、この限りでない。

○厚生労働省令第九十五号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十二条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を改正する省令（昭和二十九年九月二十五日）の一部を次のように改正する。
 予防接種法施行規則の一部を改正する省令
 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症	状	期間
(略)	(略)	(略)	(略)
インフルエンザ	(略)	(略)	(略)

改正前

(報告すべき症状)

第五条 法第十二条第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、次の表の上欄に掲げる対象疾病の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる症状であつて、それぞれ接種から同表の下欄に掲げる期間内に確認されたものとする。

対象疾病	症	状	期間
(略)	(略)	(略)	(略)
インフルエンザ	(略)	(略)	(略)

注4 同一場所若しくはその周辺の複数の無線局が電波を発射する場合又は一の無線局が複数の電波を発射する場合は、電界強度及び磁界強度については各周波数の表中の値に対する割合の自乗和の値、また電力束密度については各周波数の表中の値に対する割合の和の値がそれぞれ1を超えてはならない。

厚生労働大臣 加藤 勝信